

民事紛争支援と損害保険『権利保護保険』

損害保険ジャパン日本興亜 木村 彰宏

1. はじめに

最近、国内の損害保険会社において「権利保護保険¹」の開発が行われ、販売が開始されている。本報告では、変わりつつある日本の保険構造を踏まえ、民事紛争支援という新しいマーケットに対する商品として「弁護のちから」の販売を開始した当社の取り組みと今後の展開について、実際の販売経験に即して考察し報告する。

2. 権利保護保険の開発の歴史

高度経済成長を受けて損害保険業界は自動車保険を軸として急成長してきた。1980年代頃には、諸外国では弁護士保険が開発され、一部の国や地域では普及し始めたという情報も入っていたため、当社でも権利を保護する保険（弁護士費用保険）の開発を検討したが、当時は様々な理由から、その開発と推進を見送っていた。

しかしながら、21世紀を迎え、経済の発展や進化、特にITの加速的普及は急速なグローバル化をもたらし、日本企業の海外進出のみならず、外国人の大量採用といった社会現象までもたらし始めた。さらに、日本の社会にもグローバルスタンダードという考えが次第に浸透してきた。

当社ではそのような環境の下、2011年頃から新しい時代に適合した権利保護保険の開発に着手し、「弁護のちから」を完成させた。

3. 日本の環境変化と民事紛争の増加

日本でこれまでこのような保険が普及しなかった背景には「お互いさま」という世界に誇れる貴重な風習があり、長い歴史の中で培ってきた文化だといえる。そのため

¹ 「弁護士費用保険」ともいう。「権利保護保険」は日本弁護士連合会が商標登録している。

【平成28年度大会】

シンポジウム

報告要旨：木村 彰宏

- ① 欧米のような相手に対して損害賠償請求をする文化をあえて移植する必要はない。
- ② 保険が乱訴やトラブルを誘発するかも知れない。
- ③ そもそもニーズがあるのか。

といった懸念が発生していたが、グローバル化により、個人や法人の権利が侵害されたり、権利を主張する争いの増加が見られたりと、民事紛争が増加してきている。

また、同時期に自動車保険においても弁護士特約が販売され、交通事故で被害にあった場合の被保険者の損害を加害者に対して請求する行為に関する費用が担保され始めた。日弁連にはLAC²が設置され、多くの保険会社が提携した。

4. 開発から普及へ

当社は数々の社会的条件から民事紛争を支援する保険を開発する期が熟したと判断、司法へのアクセス支援という観点も踏まえ、消費者（個人・法人）そして弁護士のニーズも捉えながら、何度も検討を重ねていった。さらに海外の事例も積極的に参考にし、日本にて販売を想定した場合にマーケットに与えるインパクトの検証を重ねていった。そして誕生したのが、2015年12月に販売を開始した「弁護のちから」である。

当初、賠償責任保険に慣れている消費者から「商品内容が分かりにくい」という指摘もいただき、補償範囲を限定したり、主な補償例を示したり、また団体に特に適合した点を強調するなど、創意工夫を重ねた結果、本商品はようやく認知され始めてきた。

現在、導入する団体は増加傾向にあり、販売は好調と判断しているが今後は、

- ① 日本のすばらしい文化風習を維持する。
- ② 時代に適合した補償内容を追及する。
- ③ 日弁連とのより密な連携を継続する。

等の課題を踏まえ、検証を重ねながら商品のより一層の周知徹底と商品の改定等を実施していきたい。

² 日弁連リーガルアクセスセンターの略。